

平成27年9月30日（水）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第169回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時32分 開会

○青山林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

定足数についてご報告いたします。本日は、委員20名中16名の委員の皆様にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、鮫島会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○鮫島会長 委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、中川大臣政務官にご出席いただいておりますので、まず初めにご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○中川大臣政務官 ご紹介いただきました大臣政務官の中川でございます。林政審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から森林・林業・木材産業行政に対し格別なご配慮をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日もご多忙の中、ご出席を賜りましたこと、心からお礼を申し上げる次第でございます。

そして、まず初めに、今般の台風18号などに伴う関東・東北地方を中心といたしました豪雨災害では、林野関連被害もでており、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、農林水産省といたしましても、一日も早い復旧に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

さて、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、私たちに課せられました使命は、この豊富な森林資源を循環利用し、林業を成長産業化することによって、特に中山間地域に産業と雇用を生み出し、地方創生に大きく貢献していくことだと考えております。

私の地元は北海道十勝地方でございますが、この地域におきましても、バイオマス産業都市として、地域の特性を生かした木質バイオマスの取組みが各地で推進され、また、毎年、道民の皆さんが参加する協働の森づくりを進めるため、北海道森づくりフェスタと題しまして、森づくりや木づかいのイベントを各地で開催しているところでございます。来月も、和寒町で植樹祭のイベントが予定されているところでございます。

なお、前回の林政審議会は8月26日に開催されたところですが、今後の林政の重要な指針である森林・林業基本計画につきまして、農林水産大臣より諮問させていただきました。

本日は、森林・林業基本計画の変更について、第2回目の審議をお願いするわけですが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますように心からお願いを申し上げさせていただいて、私の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。中川大臣政務官におかれましては、公務のため、ここでご退席なされます。どうもありがとうございました。

(中川大臣政務官退席)

○鮫島会長 では、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず、議題1の「森林・林業基本計画の変更について」でございます。

本件につきましては、前回8月26日開催の審議会において農林水産大臣から諮問をいただいたところでございますが、本日は2回目の審議ということになります。本日は、資料ごとにそれぞれの担当課長から個別に説明をいただいて、その後、一括して審議を行わせていただきたいと存じます。

それでは、まず資料1-1「森林・林業・木材産業に関する検討事項」について、企画課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂企画課長 企画課長の坂でございます。

まず、1点目の議事の森林・林業基本計画の変更について、6点資料があることを最初にご紹介申し上げます。そのうちの最初の1-1という資料は、「森林・林業・木材産業に関する検討事項について」ということでございます。これは、前回8月の会合でご覧いただいた資料3-3について、若干の改良を施したものでございます。続きまして、その後の資料1-2から4までの資料は、今回、具体の論点についてご審議いただくというものでございまして、これについて各担当から後ほどご説明申し上げます。その後に資料1-5というのがございまして、これは当庁に寄せられた提案・要望等について、参考として整理させていただいたものでございます。また、資料1-6は、事務連絡のようなものでございますけれども、今後の予定に関する案というものでございます。

それでは、資料1-1をご覧ください。この基本的な記載事項は、前回のものと変わっておりませんが、若干わかりづらいところがございましたので、改訂させていただきました。まず、真ん中の「具体の取組みと評価」という欄でございます。こちらにつきましては、取組みと評価をそれぞれ明示せず書いておりましたが、若干わかりづらいところがございましたので、この枠の中で取組みと評価を明示的に分けて記載させていただきました。それとともに、評価について、より詳しく内容を充実させたというところが変更点でございます。

それから、右側の「今後検討すべき事項」の欄でございます。囲みの外の記載については基本的に前回と同様でございますけれども、この各論点につきまして、今後この林政審の場でご検討いただきたい具体の事項につきまして事務局なりに整理させていただいた具体的な論点というものが囲みの中に入っております。今後のご審議の参考としていただければ幸いです。

それでは、以降の資料について、担当から順にご説明させていただきたいと思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料1-2「森林の誘導の考え方」について、こちらは計画課長からご説明をお願いいたします。

○織田計画課長 計画課長の織田でございます。それでは、森林の誘導の考え方につきまして、資料に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

まず1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。一番上の囲みの中の特に2つ目の「・」でございますけれども、現在の森林・林業基本計画におきましては、おのおのの森林につきまして、「望ましい姿」、いわゆる指向状態とっておりますけれども、こういった方向に誘導していくために、重視すべき機能に応じた区分ということと、あと人為の有無、あるいは森林の単層・複層という階層構造に着目した林型区分とっておりますが、重視すべき機能の区分とその林型区分別に誘導の考え方を示しまして、目標を明らかにしてきているということでございます。

大変恐縮ですが、一番最後の6ページをお開きたいと思っております。その中央のところに「森林の現況・機能に応じた誘導の考え方」という表がございます。この縦軸がいわゆる森林の機能ということで、重視すべき機能が水源涵養機能、山地災害防止機能、快適環境形成機能と、以下並んでおります。それから、横軸に森林の現況ということで、先ほど申しました林型区分ということで、育成単層林、育成複層林、天然生林と並んでおります。育成というのが、いわゆる人為をかけるという意味でございます。それから、単層・複層林というのが階層構造の関係でございます、育成単層林・育成複層林・天然生林と分けているわけでございます。

それから、育成単層林につきましては、その中をまたさらに、生産力が比較的高く傾斜が緩やかな場所のものとそれ以外とに分けて、このマトリックスができるわけですが、それごとに、現況がどのようになっているのをどのようにしていくのかというのを、ある程度考え方を整理して、目標を定めていっているということでございます。

例えば、育成単層林で生産力が比較的高くて傾斜が緩やかなところで、かつ機能でいいです

と、例えば水源涵養、山地災害防止機能を重視するということにつきましても、その大きな点線の四角で囲ってありますように、伐採に伴う裸地化を最小限にするため、皆伐面積の縮小・分散、伐期の長期化及び確実な更新を図りつつ育成単層林を維持するという方向を出しておりますし、また同じ育成単層林のその他の部分の小さい点線の赤の四角囲いにありますように、こういう生産力が余り高くなくて傾斜も急だということは、立地条件に応じ広葉樹の導入により針広混交林等の育成複層林に誘導するという考え方で整理をして、目標を定めているということでございます。

最初に戻っていただきまして、1ページ目をお開きいただきたいと思います。その右側の欄が、平成23年計画のいわゆる望ましい姿、指向状態の森林の構成と申しますか、面積を示しております。育成単層林でいきますと、660万ヘクタールまで持っていくと。書いてありませんけれども、平成22年に1,030万ヘクタールの育成単層林、いわゆるスギ・ヒノキ等の人工林があるわけでございますけれども、これを指向状態では660万ヘクタールに持っていくということ。それから、育成複層林につきましても、平成22年現在で100万ヘクタールを680万ヘクタールまで持っていく。それから、天然生林につきましても、平成22年時点で1,380万ヘクタール、これを1,170万ヘクタールに持っていく。こういった形で目標としての森林のそれぞれの林型区分ごとに面積を計画で明示しているということでございます。現況の育成単層林の約4割弱を育成複層林に持っていくというのが中心でございます。以降、この育成単層林の誘導の状況がどうなっているのか、あるいは今後どうするのかといったことを中心に説明させていただきたいと思います。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。ここは、これまでの取組みとか現状の分析をした部分でございます。現行計画におきましても、現況の育成単層林につきましても、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、①高生産力がかつ緩傾斜地においては育成単層林を維持する、それから②低生産力または急傾斜地において針広混交林化、広葉樹林化により育成複層林へ誘導するといった考え方でいろいろな対策を打ってきているということでございます。

左側の絵にありますように、要は、山の麓は比較的成長量がよくて緩やかだということで育成単層林に維持しますし、中腹部分は長伐期化を図るとか、あるいは急傾斜地・高標高のところは針広混交林を誘導する、さらに奥地の原生的な生態系の天然林は適切に保全・管理するというので施策を進めてきたということでございます。

右側の現状の分析の部分でございますが、まず代表的なものとして、いわゆる育成複層林の面積は怎么样了かということをお示しさせていただきます。育成複層林の面積は、森林資源現況

調査という調査を5年に1回やっていますけれども、その中では、平成19年から24年までの間に育成複層林は5万ヘクタールの増加にとどまっている。基本計画上の目標は、ちょっと時点といいますか、年次が違いますけれども、5年間で20万ヘクタールふやさなければいけなかったというものが5万ヘクタールにとどまっているということで、これは一つの結果ということでございますけれども、この育成複層林施業の実施に対する支援もやってきているわけでございますけれども、右側の下に書いてございますように、森林整備を行うに当たり、複層林施業を選択していただけないといったことで、なかなか目標には届いていないという状況になっているということでございます。

それから、3ページ目でございます。これ以降は今後の方向ということでございます。一番上の四角囲いにありますように、今後の人口減少等を踏まえて効率的・効果的に、さらにより効率的に森林整備・保全をやっていかなければいけないということで、①として、傾斜条件がよく集落から近い育成林など持続的な林業経営に適した森林においては、先行的な路網整備あるいは再造林ということで、人工林資源の確実な維持を図っていくということ、それから②としましては、奥地水源林等におきましては針広混交林化等を推進して行く必要があると考えてございます。基本的な方向性は今までと大きく変わるものではございませんけれども、こういったことを進めるに当たって、以降3つのポイントということを講じてはどうかということで、説明させていただきます。

まず①といたしまして、社会的条件の概念の導入ということでございます。これまでは、現行計画では、先ほど申しましたように、生産力なり傾斜といった自然的条件で、育成単層林を維持するのか、あるいは複層林に誘導していくのかということを決めていたということでございますけれども、今後の人口減少等々を踏まえますと、さらに効率的にメリハリをつけてやっていかなければいけないだろうということで、左の下に書いてありますように、次期の計画にはこの自然条件に加えまして、車道あるいは集落からの距離といった社会的な条件を誘導の考え方に追加してはどうかということでございます。社会的条件を加味して、積極的あるいは持続的な林業経営を行う森林と、そうではないというところを少しメリハリをつけて分けて、路網の先行投資等々を図っていつてはどうかと、そういう社会的条件を加味するというところを一つ考え方として打ち出してはどうかと思っております。

それから、4ページ目でございます。先ほど育成複層林はなかなか選択していただけないといったことを申し上げましたけれども、モザイク施業というものを活用して育成複層林の誘導を推進してはどうかというのが2つ目でございます。指向する状態では680万ヘクタールの育

成複層林に持っていくという話をしましたけれども、これは全部の森林の面積でいいますと27%に当たるわけでございます。今現在、市町村森林整備計画等で複層林施業を推進すべきということで指定されたような森林の面積は実は16%しかないということで、これは指定でするので、実際の複層林に誘導する整備は時間がかかりますけれども、指定自体はこの指向状態に近いものになっているべきところが、まだそれもなっていないということでございます。

左下の一つ上の矢印に書いてありますように、特に複層林施業というのは、単木状あるいはごく小面積の群状伐採による場合には、上層木の密度管理あるいは伐倒・搬出に当たって下層木を傷つけないようにしなくてはいけないなど、非常に高度な技術を要するというで、なかなか森林所有者なり地域の合意が得られない状況があるのではないかと認識してございます。

そこで、右側にありますように、単木的なといいますか、あるいはごく小面積の複層林施業よりも、今後は、帯状あるいは群状の面積を少し確保して、面的にはいわゆる複層だということで、そういうモザイク施業といったものを積極的に推進してはどうかと考えてございます。4ページ目の右下の2つ目の「・」でございますけれども、技術的に造成しやすく効率的な整備が可能な帯状や群状伐採による複層林施業（モザイク施業等）の積極的な推進を図っていつてはどうかというのが、2点目でございます。

それから、5ページ目でございますけれども、3点目といたしまして、育成単層林として維持していく森林における再造林の確保という点を掲げたいと思っております。その最初の矢印のところでございますように、資源現況調査の平成19年と平成24年を比較しますと、人工林（単層林）が2万9,000ヘクタール減少しているということですが、その一方で天然林と伐採跡地が1万5,000ヘクタール、それから9,000ヘクタールと増加しているということでございまして、これを見ますと、人工林の皆伐が進んで、それと天然更新が増加していると推察されるわけでございます。

それから、中段の2つ目の矢印のところでございますけれども、伐採して更新が図られずに放置されているような森林を造林未済地と呼んでいますけれども、平成20年度末の造林未済地1万3,600ヘクタールのうち、平成23年度末までに6,700ヘクタールが解消したわけでございますけれども、このうち8割は天然更新になっているということで、いわゆる林業の適地であるような立地条件の非常にいいようなところでも天然更新が行われている可能性があると考えてございます。

そこで、左下の黄色のところでございますけれども、公益的機能を発揮させつつ森林資源を将来にわたって継続的に造成・利用するため、育成単層林を維持すべき森林においては確実な

再生林の確保が重要になってくると考えてございまして、そういった対策と申しますか、方向を出していくのかなと思っております。

右の一番下の四角囲いの2つ目の「・」にございますように、確実な再生林を図るために、低コスト造林を推進して採算性を向上させるということと、今後主伐、皆伐がふえていくということが見込まれる中でも、再生林の実施を適切に把握できるような対策が必要ではないかと思っております。現在でも、伐採する場合には届出制度がございまして、伐採と造林計画を届け出なければいけないわけですが、これを市町村森林整備計画に照らして、合っていればいいのですけれども、適合していない場合には、市町村長がその造林の仕方を変えてくださいとか、あるいは届け出たような内容どおりやっていない場合でも、ちゃんと届出どおりやってくださいということではあるわけですが、その前提として、いつどこで伐採が行われて、造林がいつ行われるというのが把握できていなければ、命令がなかなかできないということがございますので、まずは再生林がちゃんと実施されたかどうかというのを把握することが一番重要だと考えてございまして、そういった対策を講じる必要があるのではないかと考えてございます。

まとめますと、育成単層林を誘導していくに当たりまして、社会的条件も加味しつつ、育成複層林の推進に当たっては、モザイク施業というものを積極的に普及していくということと、いわゆる育成単層林を維持すべきところでは、再生林をしっかりやっていくという方向を打ち出すべきであろうと考えているところでございます。

説明は以上でございまして。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、説明を続けていただきます。資料1-3「路網整備の考え方」について、整備課長からご説明をお願いしたいと思います。

○池田整備課長 整備課長の池田でございまして。では、私からは資料1-3について説明させていただきます。

この資料は、現計画における路網整備の考え方と路網整備の現状と課題等について整理したものでございます。

まず1ページをお開きください。ご案内のとおり、森林の適切な整備、林業生産性の向上を図るためには、この路網というものは不可欠な施設でございまして、この路網については、大きく分けて、林道と、作業道等の丈夫で簡易な道というものから構成されています。この林道は、いわゆる林業生産活動を行う上で基幹となる道でございまして、これは不特定多数の人が利用

するという事と、また一般車の通行も想定して、必要に応じてガードレール等の安全施設を設置している、また林道台帳に登録され、恒久的な施設として管理している道でございます。

一方、丈夫で簡易な道につきましては、これは林業専用道と森林作業道というものを含めて考えています。この林業専用道については、現行の基本計画を議論した中で新たに位置づけた道でございます、この林業専用道は、幹線となる林道を補完して、森林作業道と組み合わせて、専ら間伐等の森林作業に供する道です。ただし、10トントラックが安全に走行できる規格・構造を有するものでして、それを作成するに当たりましては、できるだけ地形に沿って緩やかな傾斜面に設置して、土構造の簡易な道というのが特徴でございます。

また、森林作業道は、間伐をはじめ、森林施業に継続的に使用される一番簡易な道と考えておりまして、主として林業機械の走行を前提とした道で、繰り返しの使用に耐えられるような丈夫な道を作っていこうということで取り組んできたところでございます。

次のページをご覧ください。現行計画におきましては、林地生産力が高い林分等において、積極的に森林作業を実施することを前提としていまして、地形・傾斜を踏まえた作業システムを想定して、その効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備するということを目指しております。

その場合、例えばこの右側の表の30度以下の傾斜地においては車両系の作業システムを前提としまして、それ以上の傾斜のきついところでは架線系の作業システムを前提として、そのシステムが最も機能する密度を目指すということで目標を定めております。

また、森林施業を積極的に行わない天然生林等につきましては、管理に必要な路網を環境に配慮しながら最小限の範囲で整備するという事で考えております。

3ページは、今申し上げたように、作業システムをちょっと絵にしたものでございます。基本的に車両系のシステムと架線系のシステムに分けられまして、この絵の左側が車両系のシステムです。車両系で言えば、例えばハーベスタという機械で立木を伐倒しまして、この伐倒した木をハーベスタでそのまま林道端に引き寄せたり、またグラップルという機械を使って寄せたり、ウインチで寄せたりして、引き寄せられた丸太はプロセッサという機械が適当なサイズに玉切りしまして、その玉切りした材をフォワーダという機械で山土場まで集め、そこからトラックで林外に搬出するといったシステムです。

また、架線系の作業システムは、立木の伐倒は作業員がチェーンソーで行いまして、この伐倒された木をタワーヤードまたはスイングヤードという架線を使った機械で集めるといったシステムです。その場合、タワーヤードであれば、大体300メートルぐらいから長い場合には

500メートルぐらいの距離まで架線を張って集材できます。またスイングヤードであれば100メートルぐらいの距離が適当な距離ということで、集材をされています。こういった形で林道端に集められた木材は、プロセッサによりまして同じように玉切りされて、そこからトラックで林外に出ていくといった仕組みです。こういった機械のシステムを最大に効率化するのが路網だと考えています。

次に4ページをご覧ください。4ページは、2ページの右側にありました表をちょっと図にわかりやすく示したものです。まず、森林施業に必要な路網の整備水準についてです。車両系のシステムはこの右側の上の図になりますけれども、この場合、フォワーダという機械で作業ポイントと書いています土場まで集めるのが作業の一番のポイントになります。その場合の傾斜は15度から30度、いわゆる中傾斜地であれば、最も作業効率がよいとされているのは200メートルといった距離でして、これは実際は、山は傾斜していますので、迂回率を考えますと400メートルぐらいは機械は動くのですけれども、そういった形で200メートルの範囲までに道を整備していくのが一番必要だということで、この部分については林道とそこから派生する林業専用道でカバーしていこうという考えでおります。

また、その下の図の架線系の作業システムであれば、タワーヤードといった集材機械がありますので、その理想的な集材距離としましては300メートル程度ということで森林が配置されていれば、効率的に機械作業が行えるということを想定しております。

また、このほかの天然生林等においては、森林の巡視とか管理はどうしても必要ですから、これらの行為を容易にするための目安としまして、森林作業員が現場に到達するための時間は大体1時間と想定しています。この場合、歩行時間も含めて1時間ということでして、林内を歩く距離が大体500メートル以下になるように、歩行時間が30分以内になるように道があれば理想と考えております。

車両系システムで必要となる森林作業道の整備の目安としましては、上の図にありますように、森林作業道までグラップルとかウインチを使って伐倒した木を集めるわけですので、この木寄せを行うために最適な距離を目安としていまして、緩傾斜地であれば75メートル以下、中傾斜地であれば100メートル以下といった考えでおります。この75メートルというのは、伐倒した木の大きさが大体25メートルぐらいあって、その木をウインチで引っ張るときに、50メートルぐらいが人間が引っ張って引き上げるのにちょうどいい距離だと言われているので、そういったものを足したもの、また中傾斜地ではいわゆるスイングヤードを使って集めたりしますので、そういった距離を100メートルということで考えてはいます。

続きまして、5ページをお願いします。5ページは、現行の基本計画策定後に取り組んだこと、それから路網整備の現状を整理したものでございます。

現行計画におきまして、丈夫で簡易な道である林業専用道、また森林作業道を積極的に整備するということで打ち出したところでございまして、そのために必要な技術者の育成は不可欠でした。このため、林業専用道研修というものと森林作業道オペレーター研修というものを実施しまして、右側の表にありますような方に受講していただいております。受講していただいた方は都道府県の職員であったり、現場の林業事業体職員であったり、また設計業務を担うコンサルタントの職員であったり、いわゆる林道整備にかかわる人たちに受講していただいております。

また、林業専用道及び森林作業道につきましては、それぞれの作設指針というものを策定しておりまして、さらにその現場がいろいろ違いますので、現場の実態に適して工夫した対応が行われるようにするための運用通知といったものも出して、適切な整備が進むように指導させていただいております。

次に、路網の開設状況でございます。路網の開設量は、平成25年度は1万5,568キロを開設しております。これは、平成22年度の開設量が7,298キロでしたので、その倍以上のような実績になっております。ただし、その中身としましては、この棒グラフにございますように、青の部分がかかなり進捗しております。この青の部分というのはいわゆる森林作業道でございまして、この作業道がかかなり大幅に伸びて、間伐等の施業がどんどん進んだといった結果だと思っております。

ただ、林業専用道につきましては、年々ようやく都道府県や現場を担っている林業事業体の方の理解も進んできまして、開設量は伸びつつあるのですけれども、林道等の整備目標全体としては、なかなか進捗状況は余り芳しくないといった状況でございます。この理由としましては、地方公共団体の財政負担が非常に伴うものですから、そういった厳しい部分があるということとか、所有者の理解を得にくいということ等がいろいろありまして、なかなか進んでいないような状況でございます。

ただし、右下の図をちょっとご覧ください。小さくて恐縮なんですけれども、森林資源モニタリング調査というのを林野庁でずっとやっています、この森林資源モニタリング調査に基づきまして、その調査した森林が車道からどれぐらいの距離にあるかというのを拾えるようになっていまして、それを整理した図がこの2つです。まず左側は、赤線の部分が育成林、いわゆる人工林で、人の手をかけている森林で、青線が天然生林の部分でございまして、これを見

ていただくとわかるとおり、赤線が道からの距離に多くの森林が位置しているといった状況でございまして、さらにはその右側の図を見ていただきますと、これは傾斜別に育成林を分けておりまして、中傾斜、いわゆる傾斜30度以下と、それから30度から35度の部分の急傾斜の部分で分けますと、中傾斜の森林では、基本的に300メートル以内に森林が配置されれば、先ほど申し上げたように、うまく機械による作業が機能するという事なんですけれども、63%の森林がその中に入ってきている。また、急傾斜であればタワーヤードを使って架線系の作業をするのですが、500メートル以内というのを一つの目標にしまして、73%の森林がそこに位置していると、モニタリング調査の結果では推計されています。

次に6ページをご覧ください。6ページは、今後の林業の課題について少しまとめたものです。林業の成長産業化の実現に向けましては、路網整備を加速化するというのが非常に重要な課題でございまして、まずは早急に、丈夫で簡易な道を主体に面的な整備を進めていく必要があると考えております。また、既に開設されている路網の中にも森林作業道も含まれていて、森林作業道についても、きちんと維持管理しながら改良・改築を進めて、恒久的な道として活用できるような取組みを進める必要があると考えています。

また、それぞれの現場の地形や地質等の特性に対応しまして、壊れにくい路網を整備するというのが非常に重要ですので、こういったことを担える現場技能者の育成も不可欠な課題であります。あわせて、こういった機械作業システムについてもよく理解している人、きちんと運用できる人の育成というものも引き続き課題だと思っております。

このため、今後の路網整備の対応方向としまして、特に2つ目の「・」にありますように、林地生産力が高く、相対的に林地の傾斜度が小さい育成林、できるだけ集落や車道から近いところ、こういった持続的な林業経営を担えるような森林を主体に、そこで先行的に路網整備を進めていくことが重要かと思っております。引き続きまた現場においてこういった作業を担っていく人材の育成にも取り組まなくてはならないと考えております。

それから続いて最後のページ、7ページでは、目標とする路網延長ということで考えています。これにつきましては、今後の10年間の路網整備の目標を整理したいと考えています。具体的な数値目標につきましては、本審議会の委員の先生方の皆様のご意見やいろいろな関係者のご意見を聞きながら検討させていただきたいと思っておりますので、この後に予定されます審議会のいずれかでまたお示ししたいと考えています。

ただし、右下のグラフをちょっと参考に見ていただきたいのですが、この右下のグラフは、先ほどのグラフと出典は同じでして、モニタリング調査からの推計なんですけれども、

これは傾斜35度以上の急峻地を除いた育成林における路網の配置状況というか、路網からの距離を示したものです。こういった中で、トラックの走行ができる車道からの距離を見たもののうち、現状で300メートル以内に位置している育成林が全体で61%という数値になっていて、これより遠い位置にある中傾斜地の育成林といったものは今後10年間以内には300メートル以内にしていかなければいけないと思っていますし、また既に300メートル以内の育成林においてもより効率的な作業が必要でありますので、そのために必要な森林作業道を主体に路網の充実を図っていくということが必要だと考えております。

この資料の説明は以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

引き続き、資料1-4「木材需要の関連因子の動向等」についてですが、次期計画における具体的な数値目標については、個別テーマを一通り議論した後、年明け以後、ご審議をいただく予定にしておりますので、本日は関連因子の現段階の動向を把握していただくということでおとどめいただきたいと存じます。

それでは、木材産業課長からご説明をお願いします。

○小島木材産業課長 木材産業課長でございます。では、私のほうから、今、会長からご説明のありました資料1-4についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1枚おめくりいただきまして、1ページ目をご覧くださいと思います。まず初めに、木材需要の需要構造についてご説明いたします。近年の木材需要量は、住宅着工数の減少等を背景に長期的に減少傾向にありますが、一方で我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎えていることや、これまでの国産材利用拡大の取組みもあり、国産材供給量は近年増加しています。結果として木材自給率も平成17年以降上昇傾向で推移し、平成25年には木材自給率は29%まで回復しています。

続きまして、現在の木材需要についてですけれども、図の上の黄色の帯グラフをご覧くださいと思います。ここでは、製材用材、合板用材、パルプ・チップ用材、その他に分けて見られていますが、製材用材、パルプ・チップ用材がそれぞれ2割前後、残りを合板用材等が占める構造になっています。また、それぞれの国産材の割合につきましては、下の帯グラフの緑色の部分ですけれども、製材用材が42%と比較的高く、合板用材は29%、パルプ・チップ用材は17%となっています。これを下の図のように最終用途別に分解してみますと、製紙用、建築用がそれぞれ約4割程度を占めるほか、土木建設用、梱包等の用途に使われているという需要構造になっています。中でも建築用途は国産材の最大の需要先となっています。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。ここでは供給量の推移と国産材原料率についてご説明いたします。供給量の推移につきましては、上段の左右のグラフにあるとおり、製材用材・合板用材の供給においては、外材は製品形態での輸入割合が増加し、丸太での輸入量が減少しています。一方、国産材の供給量はここ数年増加傾向にあることから、国内工場における原料丸太における国産材の割合は7割を超える水準まで上昇しています。これらの分野では、国産材のさらなる需要拡大を行うためには、外材製品の品質性能に負けない国産材製品を安定的に供給していくことが必要になっていると考えています。左下の棒グラフの集成材においては、国内生産される集成材製品の原料ラミナは、国産材原料率が24%にとどまっております。また、右の棒グラフのパルプ・チップ用材におきましては、原料の大部分が輸入チップと輸入パルプによって賄われており、国産材の利用割合は低位にとどまっているというところです。

続きまして、3ページをご覧ください。木材需要の関連因子についてご説明いたします。ここでは、1ページで示しました最終用途別に関連因子の動向を示しています。まず、建築用材に関連する因子です。左上のグラフに示しましたように、人口減少社会にある中で、生産年齢人口や世帯数は減少することが予想されており、これに伴って住宅需要も中長期的に減少していくと考えられています。

右上の円グラフをご覧ください。建築物の用途は、大きく分けると、住宅、非住宅分野に分かれますが、木造建築が大部分を占め、木材需要に影響を与えているのは、主に住宅分野でございます。

左下の棒グラフでは、新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合を示していますが、近年は50%を超える水準で推移し、平成26年で55%となっています。今後とも、木造住宅に由来する木材需要につきましては、大幅な増加は期待できないものの、一定の水準で確保されるものと考えております。

一方で、右横にあるとおり、非住宅分野の建築物におきましては、鉄骨や鉄筋コンクリートによる構造が大半を占め、木造率は平成26年でわずか7%となっています。今後は、非住宅分野の建築物における木造化や内装の木質化などを推進することで木材需要を拡大していく必要があると考えています。

続きまして、最後の4ページをご覧ください。木材需要の関連因子について引き続きご説明いたします。上段の左グラフにあるとおり、パルプ・チップ用材の最大需要先である製紙分野においては、印刷・情報用紙を中心に紙の生産量が落ち込む一方、段ボール

原紙等板紙は比較的堅調に推移し、合計の生産量は近年横ばいとなっています。今後大きく増加していくことは見込めませんが、一定の木材需要が続くものと考えています。

上段の中央のグラフにある土木分野においては、投資額は長期的に減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移しており、工事資材における木材量の推進により、木材需要を一定程度確保していくことが重要と考えています。

上段右のパレット等梱包材の需要につきましては、貨物輸送量に影響を受けますが、国内輸送トン数は漸減傾向で推移していることから、木材需要の大幅な増加は見込めない状況となっています。

下段の左にあるエネルギーの分野で、近年、木質バイオマスを利用するボイラーや発電施設の増加を受けて、大幅に木質バイオマス利用量が増加しており、今後も増加傾向が続くものと考えています。

下段の右にある木材輸出についても、中国の旺盛な木材需要等を受けて、ここ数年、丸太を中心に輸出額は大幅にふえています。

以上のように、住宅や製紙などをはじめとする既存需要分野に関連する因子は、人口減少等を背景に長期的な減少傾向にある一方、エネルギー分野、輸出等の新しい分野での需要拡大が見られます。今後の国産材の需要拡大に向けては、既存分野での国産材のシェア拡大を図るとともに、非住宅分野や土木分野を含めて、新たな木材需要の創出に一層取り組む必要があると考えています。

私の説明は以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

資料1-1から1-4まで、かなり広範にわたってご説明をいただいたわけですが、これからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。その後、資料1-5と1-6について、説明を受けたいと考えております。また、質疑応答につきましては、数人分をまとめて受けさせていただきます、回答をいただくという形をとります。できるだけ多くの委員の方々からご発言をいただきたいと思っていますので、まずは資料1-1から順番に質問を受けていきたいと思えます。では、資料1-1「森林・林業・木材産業に関する検討事項」について、いかがでしょうか。

○土屋委員 すみません。その前にちょっとよろしいですか。

○鮫島会長 どうぞ。

○土屋委員 個別の議論に入る前に、何回か個別にご説明をいただいたり、前回の審議会でも

ご説明をいただいているのですが、よくわからないことがあります。議論の進め方についてなんですが、本日は森林の誘導、それから路網整備、木材需要の関連因子ということについて主に議論するということになりますね。その後、年が明けてから恐らく全体の基本方針とか目標とか講ずべき施策について審議していくということになっていると思います。その前の年内は、現計画から次の計画についてどのように変えていったらいいかということとそれぞれの項目についてやるということになっていると理解しているのですが、今日も配っていただいた資料1-1の検討事項というのは、これは恐らくもともと森林・林業基本計画の項目に基づいて書いてありますね。そうすると、基本計画の項目に沿ってやるのかなと実は思っていたのですが、今日は恐らくこれでいくと、大きな項目の1番目、森林の多面的機能の話と、大きな項目の2番目、林業の持続的発展の話や、それから大きな項目の3番目の林産業、いわゆるもっと川下の話というのが入っています。これからも、事前にいただいた林政審議会の、4回目、5回目、つまり12月までの間にやる内容をみると、その大きな3項目がかなりばらばらに入っている気がするんです。そうすると、事務局から出していただいたそれらのトピックスについては我々は議論できるのだけれども、トピックスに挙げていただかなかったさまざまな論点、例えば、野生鳥獣の問題などはどこで扱うのかとか、生物多様性問題についてはどこで扱うかということがよくわからない。つまり、例えばこの1-1に基づいて、きょうは1項目目の多面的についてやりますよということであれば、それについて、トピックスに出てこない部分についてはまとめて、ではここはどうなんだという話になるのではないかと思うんですけれども、ちょっと今の進め方では、トピックス以外の議論というのはどこで議論すればいいのか。それはもう年明け以降にまとめてやらなくてはいけないんでしょうか。

○鮫島会長 全体のスケジュールのことと、それからこの資料1-1が全体に対応しているということで、これをどう作り込んでいって、最終的に基本計画をつくるのかということかと思いますが、回答をお願いします。

○坂企画課長 お答えします。1-1の資料は、これは全体をまとめたものでございますので、今後の審議会の各会合におきましても毎回お配りさせていただいて、その全体のまとめという形でご参照いただきながら、個別の論点についてご審議いただければと思っております。

それで、今回設定いたしました森林の誘導、路網、木材需要の関連因子、これはそれぞれ森林・林業基本計画をお考えいただく中で、その柱となるような最もコアの論点でございますので、まず最初にそれをご検討いただいてということを考えておりました。その上で、最終的な形を作っていくに当たりましては、1-1の資料に掲げました項目についてそれぞれご検討い

ただくことになると思っておりますけれども、まず根本の一番サブスタンスとして重要な事項について今回ご紹介させていただいたという位置づけでございます。

○土屋委員 そうしますと、1月以降の検討の基本的な方針とか目標に挙がるようなところの一番大きいところをやっているということになるんですか。

○鮫島会長 そういう説明ですよ。それで、今の土屋委員からのご質問というのはまさにこの資料1-1のことで、資料1-1というのは全体でしょう。だから、どうやってこの全体を進めていって、それで最終的に計画に盛り込んでいくのか、作っていくのかと、そういうスケジュールのお話だと思うのですが、そういう意味では、今全体の中で何をやっているのかというのが何か見られるようなものを一つ作っておいていただくと、自分たちのいる場所が見えていいのではないかなと思うんです。ですから、今日はそういう資料がないのですが、今後の作業においては、やはり作っていただいて、今ここにいる、今ここの議論をしているんだということが明確になるようにしていただくと、委員の方々はわかりやすいのではないかと思います。

○坂企画課長 大変失礼いたしました。最初に1-1をご紹介したときに申し上げればよかったのですが、今1-1をご覧くださいますと、最初のページ、1ページ目の左側のところに小項目として丸囲み数字で幾つか挙げてございます。その中で、今回の森林の誘導、これはまさに森林の全体にも関わってきますので、例えば①といったことにも関わってまいりますし、それから路網は③に明示的に掲げてございます。こういった最初の2点が森林の施策に関する事項ということでございます。それで、もちろん3点目の木材需要の話は林産物全般にかかってまいります。ただ、こういったことについて、若干今回は事前のご説明を差し上げずに、ちょっとわかりづらかったところがございますので、次回以降改善させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鮫島会長 そういう意味では、いつもこの資料1-1に対応関係を取りながら前に進めるよというということで、個別の項目についての説明も、この資料1-1を参照しながらということで、お願いしたいと思います。

さて、幾つかまとめて回答をさせていただきたいのですが、全体のこととして、資料1-1ですが、ほかに何かお気づきの点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、資料1-2、資料1-3、資料1-4の順に従って、それから、これだけで全部網羅されているわけではないので、資料1-1へ戻って、本日取り上げていなかったことも含めて、ご質問、ご意見がありましたらコメントをいただく、そういう形で前に進めたい

と思います。

それでは、資料1-2「森林の誘導の考え方」についてですが、これは資料1-1ではどこになりますか。まさに双方の資料はそういう関係ですよね。

○坂企画課長 すみません、先ほど1ページ目と申し上げましたけれども、さらに適切なところということで、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の2番のところに「多様で健全な森林への誘導」ということで、ここで示してございますので、この2ページ目をご参照いただきながら見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

○鮫島会長 2ページ目を見ていただきながら、この森林の誘導の考え方について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。深町委員、ではよろしく申し上げます。複数ありましたら、まず質問していただいて、まとめて答えていただくという形にしますので、どうぞご質問を。

○深町委員 誘導の考え方の3つのポイントというのは、まさに大変重要な事項なので、これを基本に誘導していくという事はいいことだと思っているんですけども、ちょっとこの考え方の中でキーワードとなっている天然生林とか、それからモザイクということに関してご質問したいと思うんです。天然生林と言ったときに、将来の目標をどうするかというのを設定するときに、天然生林と言っても、その地域によってとか、森林の今までの履歴といった、もちろん自然条件もありますが、さまざまな可能性というか選択肢がありますし、それからモザイクと言ったときに、私の専門は景観生態学なので、余計意識すると思うんですけども、いろいろなスケールでのモザイクがあるということです。流域全体を考えたときのモザイク性と、それから、ある人が立ったときに見渡せる範囲で森林を見たときのモザイク性といったことで、天然生林とモザイクという考え方そのものを現実の施業の場とか森林管理の場に実際に動くような形で設定していくときに、どういう工夫をしていこうとされているのかなというところがとても気になります。多分、すごく経験がある方とか、いろいろな学会での最新情報とかがよくわかる方は、それなりに現場ですぐに対応はできると思うんですけども、地域の方とか、いろいろな人たちがどのようにこの考え方を現実のものとして、本来ここで行おうとしている誘導の方向に行けるのかというところの、その辺の基本的な考え方とか、これを達成するためにこれからどういうことを本当にするのかというのがとても気になりますので、それに関して教えていただければと思います。

○鮫島会長 大変いい質問だと思います。やはり具体的に進めるときには必ずそういうことが問題になると思います。幾つかまとめてご質問を受けますので、今のご質問は事務局でしっかりメモをとっておいてください。ほかに何かございますでしょうか。

では、土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 今の深町委員のご質問と非常に近いところなので、一緒にご質問させていただきたいのですが、例えばこういうモザイク施業を行うとかということ、国有林とか公有林であればある動機はあると思うのですけれども、いわゆる私有林では当面収益が見込めないような施業にどうやってインセンティブを持たせるのかということが、こういうことを掲げるのであれば、非常に重要になってくるのではないかと思うんです。

あともう一つは、そもそもこのモザイク施業も含めたような針広混交林のつくり方というのが現時点で確立しているのだろうかというのが、実は私は当然確立しているものだと1年ぐらい前までは思っていたのですけれども、どうもいろいろな関係の方に聞いて見たり、横山委員と一緒に赤谷プロジェクトなどでやっている、必ずしも針広混交林というか、もしくは天然林への誘導というのがそう一筋縄ではいかないということがわかってきていまして、国がこういうことを挙げるのであれば、ある技術的な根拠が必要だと思うんですけれども、その辺がどうなっているのかなというのがちょっと気になったところです。

○鮫島会長 他にいかがでしょうか。横山委員、お願いします。

○横山委員 質問がかぶりますが、次回、用意していただければと思うのが、この生物多様性の保全のためにする行為が複層林化となっていますが、複層林化するとどうなるのか、どういう質を持つ森林環境をつくるために複層林化したいと思っているかについて、簡単なものでよいので、資料ないしは何らかの多様性回復のための根拠材料にしているものを出していただければ。もう1つは、単層林を育成複層林にしていくための働きかけはしていても進まない現状があると資料にはあるのですが、進まない原因は何だと思われるのかという点。育成複層林にしていくことの動機づけがもう少し具体的で明確でないと、公益的機能が向上するということだけでは、個人の労力や費用負担はちょっと望めないのではないかと思います。進まない原因を林野行政としてはどう解釈すべきかという点と、森林所有者への実効性のある動機づけの方法や内容について伺いたいと思います。

○鮫島会長 それぞれに関連している部分が多々あると思うのですが、ほかに何か。では、田中（信）委員。では、一旦、ここまででお答えいただきたいと思います。

○田中（信）委員 田中でございます。ちょっと違った観点からなのですが、この中に造林未済地の中に天然更新というものが5.1千haほどあるのですが、この天然更新とほったらかしとはどう違うのでしょうか。結構よく聞くのですけれども、皆伐をしてほったらかしにしたのに、これは天然更新ですと。これが何か今後の日本の森林をだめにするとは言いませんけ

れども、ここは非常に問題ではないか。やはりきちんと造林をできるようにしていくということで、この天然更新というのが、ちょっと意味がわからないのと、これを進めていくのか、どちらかという植林をしていくのか、ちょっとこの辺のお考えをお聞きしたいなと思います。

○鮫島会長 私も同じようなことを思ったことがあるのですが、一旦、ここまでということで、4名の委員の方のご質問にお答えいただきたいと思います。

○織田計画課長 ありがとうございます。色々ご意見をいただきました。

まず深町委員から、天然生林の取り扱いを具体的にどうするのか。あるいは、モザイク施業といっても、一つの伐区の大きさをどうするかとか、そういったことをどのようにするのかというご指摘だったかと思います。

天然生林は、原生的で手のついていない、まさに自然遺産等々にもなっているような、そういう天然生林と、もう一つは、ある時期までは人手が入っていたといいますか、あるいは旧薪炭林のような、伐っていたのだけれども、結局、それこそ先ほど話がありましたほったらかし状態で、余り林相とすればよくないといったものもあるということで、天然生林に手をつけるというのは、後者について何らかの形で整備していくということかなと思っています。

あとモザイク施業は、帯状、群状、いろいろありますけれども、一つの伐区の大きさとか、そういったことにつきましては、あるいは帯状がいいのか、群状がいいのかということにつきましては、複層林施業というのは、一遍に大面積で皆伐して裸地化することを防止し、それによって公益的機能を持続的に発揮させるというのが趣旨ですので、地形の状況とか植生の状況等々でいろいろ考え方は出てくると思いますので、その辺の考え方の整理といいますか、基準的なものについては、少し検討させていただきたいと思います。

それから、土屋委員から、そういうモザイク施業も含めた複層林化は、国公有林ではできるかもしれないけれども、私有林では本当にできるのかといったこと、同様のご意見が横山委員からもありました。複層林化がなかなか進まない原因は何かと。原因は、一応資料では、技術的に非常に困難でと書いてございますけれども、それに加えて、やはり収益性の問題といえますか、それは一遍に伐ったほうが収益は上がるので、そういう面もございまして、技術的に難しい施業になるということもあって、なかなか選択してもらえない。これが一番大きな原因だと思っています。したがって、それをどうやっていくのかということでございまして、資料1-1の2ページ目でございますように、「今後検討すべき事項」ということで、2つ目の矢印のところ。「活発な森林経営が期待できない奥地水源林等においては、水源涵養など公益的機能の高度化が必要」ということの中で、点線の四角囲いの中に書いていますけれど

も、針広混交林化などにおいて、公的な関与が必要ではないのかといったことをございます。所有者負担というものをどこまで圧縮できるのか、あるいは実行に当たっても、公的な機関がどれだけ関与できるのかというところが施策を考えていく上で重要なところになっていくのかなと思っています。所有者に任せても進みづらいところは非常に大きいかなということで、この公的関与のあり方の問題に少し関わってくる話だと思っています。現在も造林事業の中で、例えば市町村と所有者とが10年間皆伐しないという協定を結べば、ほとんど所有者負担ゼロでできるような制度もございますけれども、こういったものも含めて、どのような対策を打ち出せるのかといったことだろうと考えてございます。

それから、生物多様性と複層林の関係の部分については、少し整理させていただきたいと思っています。

最後は、田中委員から造林未済地の話がございました。更新と申しますか、木を伐った後に更新するという場合に、2つ観点があると思っています。1つは、公益的機能の維持増進の観点からは、これは植えても、天然更新でも、更新をすれば次の森林が出てくるということで、そういう天然更新でも更新が図られれば、公益的機能の発揮上は、まずはいいのかなと思っています。ただし、最近、相当の面積で皆伐をして、その後天然更新だということにして、現実的になかなか天然更新していないという事例もちらちら把握しているところございまして、一方で、今の市町村森林整備計画と申しますか、計画制度の中で、実は市町村長が、植栽によらなければ更新が図れないような森林を指定することができて、そういうところでは植栽しなければいけないのですけれども、この辺の運用が少し県や市町村によってまちまちな部分があるので、この制度の運用の改善という部分が一つ、対策としては検討の余地があると思っています。もう1つの観点は、林業の適地でありながら、伐った後天然更新しているということは、資源の循環利用と申しますか、林業振興なり成長産業化という意味で、余り望ましいことではないと思いますので、この辺は、今度は経済行為的な観点がありますので、規制とか義務化するというのはなかなか難しいと思いますけれども、それを推進するために、今やっている造林の低コスト化も含めて、誘導策と申しますか、どういった対策ができるのかというのは検討する必要があるのかなと認識しているところございます。

○鮫島会長 整備課長、どうぞ。

○池田整備課長 ちょっと補足させていただきますと、どうしても広葉樹林化とか針広混交林化という話になりますと、自助努力によって適切に管理していくというのは非常に難しい部分もありますので、この森林整備事業の中にも環境林整備事業というものを立てていまして、こ

の中でいわゆる市町村等の公的主体が広葉樹林等に誘導するための誘導伐というものを実施するといった仕組みも設けておまして、こういったものを活用しながら、必要などころはだんだん広葉樹林化していくという方向で取り組み出しているところでございます。

○鮫島会長 今お答えいただいたのですけれども、具体的なイメージはつかめたでしょうか。言いたいことはわかるのですが、ご質問にあるとおり、それぞれの考え方、それぞれの場所によって、どういう機能を持ったどういう森にしたいのかというのはそれぞれの考えがある。では、それは誰の考え、誰の意見でそういうことをしようとしているのか。それから、それをそこに誘導するためには、インセンティブという言葉がありました。そっちに向かってみんなが努力する、させる、そういう方法というのもあると思います。その辺りが個々に具体的でない物と物は動かないのではないかなと、私は委員の方々と同じような印象を受けて、何かそこは具体的に提示が必要ではないかと思うのですが、例としてでもいいのですが、いかがでしょうか。今お答えにならなくてもいいのですが、これから計画を作っていく中では、何かもうちょっと踏み込んだものも必要かなという気がしますが。

○本郷森林整備部長 森林整備部長の本郷でございます。

今、会長からお話がありましたように、これはこのように誘導していきたいんだという方向性を書いてあるので、具体的にどうやって進めていくんだということをこれから議論させていただきたいと思っているところでございます。

深町委員からお話がありましたモザイクの話につきましては、例えば1-2の2ページ目をご覧ください。狭い範囲に見えるかもしれませんが、このようにいろいろな管理をするところがバランスよくモザイク状に配置されている。まさに広い流域単位で、里に近いところはこのようにする、奥のほうはこのようにする、その中間はこのようにするということで、バランスよくモザイク状に配置された森林としていきたいということでございます。

そして、横山先生からお話があった意味で言うと、例えばこの黄色いところの中でも、生育段階がいろいろ違うような森林をそれぞれ作っていくようなことも、我々としてはモザイク的なバランスをとりながら進めていくという森林の配置の観点で考えています。

なお、4ページ目の複層林のモザイク施業と書いてありますのは、この2ページ目の言う意味での赤の点線で囲ったところをこのような伐採、施業をやっていき、複層林を造成していくということです。同じモザイクという言葉を使っているのですが、混同される可能性があるのであえてお話をしておきますと、この赤の部分の細かくこのようにやっていくと。このためには、土屋先生が言われたように、まとめなければいけないということがあるわけです。このように

それぞれの所有者が個別にどんどんできるわけではなくて、ある程度まとめるということ。それを今、計画課長・整備課長が言ったように、公的な関与といった形も含めてこういう複層林にしていく、あるいは針広混交林にしていくといったことを進めていくということで、施策を議論させていただければと思っております。

それから、田中委員からございましたお話につきましては、結局造林をちゃんとしていこうというのは、育成複層林にするという意味できちんと植えるものもあるのですけれども、多分、林業をちゃんとやっていく山という意味でいうと、1-2の1ページにある660万ヘクタールの部分を何とかきちんと造林ができるようにしていかなければならないと思っているということでございます。もちろん、複層林というのは、あとに植えたりするものもあるのですけれども、天然に生えてくるものを活用して針広混交林化していくといったことも進めていきたいと思っております。

なお、ほったらかしと天然更新は何が違うんだというのは、ほったらかしても手を入れてもいいんですけれども、天然で生えてきたものがちゃんと将来大きな木が生えて林になるということを見込めるものを天然更新と言っているということなので、ほったらかしで天然更新する場合ももちろんあるとお考えになっていただければと思います。ただし、手を入れて天然で生えてきたものを大きくしていくという作業もその中には出てくることもあるとご理解を賜ればと思います。

○鮫島会長 天然更新と未済造林、再造林しないというのをきちんとしておかないと、これは天然更新ですなどと言われると非常に困ってしまうわけで、その辺はしっかりやらないといけないと思います。

時間も限られているのですが、資料1-2について何かご質問等ありましたら。では、塚本委員と原委員、お二人の意見をいただいて、資料1-2については一応そこまでにしたいと思います。

○塚本委員 森林の誘導の考え方については、先ほどの各委員の皆様方への回答を伺い育成単層林、育成複層林、天然生林のそれぞれの目標面積や、持続可能な形で木材を生産していくのが育成単層林で660万ヘクタールの目標を達成するために手を入れていく必要があること。また、水源涵養などの公益的機能を満たしていく育成複層林を誘導するためには、それに適した施業が必要になることは理解できたのですが、多くの委員の方々からご質問がありましたモザイク施業については、現段階で、技術的に本当に確立されているものなのかということについて、次回までに資料等を提示していただければと思います。一度手を入れてしまった後で、ま

すます手がかかってしまうということになりますと、森林所有者の方々のご理解を得るのは難しいかと思しますので、科学的な知見などに基つきまして、誘導の考え方やそのための施業技術について提示していく必要があるかと思しますので、その点についての配慮をお願いします。

それから、5ページのところに記載されていますが、これまでの自然的条件にプラスして社会的な条件の概念について導入されるということですが、この考え方については、これまでも現場サイドではあったかと思しますが、今回これを明文化されるということは非常に重要ではないかなと思えます。特に奥地の森林の中には、不成功林でどうにもならないといったものがございますので、そのような点も含めまして、社会的条件の具体的な内容についてもう少しみ砕いて、次回に提示をいただければ一般の方々にもイメージしやすいのではないかと思います。

以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員。

○原委員 私は今年の1月に林政審議会の委員に任命されたのですが、こちらでお話を聞くにつけ、こんなに一生懸命皆さんが考えてくださっているのに何で現場はよくなるのだろうかというのを常に思うわけです。この1-1に整理されているように、具体的な取組みというのはいろいろこれまでもなされているわけですが、評価としては余り効果が出ていない。それは、今の森林の誘導の考え方だけではなくて、全てに関して言えることだと思うんです。先ほど森林の誘導に関しては、計画課長さんと整備課長さんから、技術的に難しいということだったり、収益性の問題がというご回答はあったかと思うんですけれども、私なりに考えるに、現場との乖離ではないか。ではそれをどうやって埋めたらいいのか。フォレスターをせっかくつくるのであれば、私は人材育成の会議にも参加させていただいているんですけれども、県の改良普及員とフォレスターは何が違うのかと問われることが多いということだったので、実際にフォレスターが必要とされている場所というのは、私は市町村であると思ってるんです。長野県だけか、ちょっとわからないんですけれども、県の職員の方はものすごく忙しいので、これ以上業務をふやすのはちょっと現実的ではないと。ですけれども、先ほどの再造林が実は確認できていないんだといったことも、一応我々も伐採届を出して、2年後に造林できていない場合にこのようにしますという書類は出すんですけれども、それに対して市町村の皆さんがちゃんと確認しているのかというと、多分そんなことはされていないことのほうが多いと思います。

なので、山で頑張っってここは生きていきたいと思いますといった山村に関しては、村長さんの意向で専属の職員を配置しているところもありますけれども、松本市しかり、多くの市町村では林業がおろそかになっている。できれば、市町村にフォレスターを配置できるような形を望みますけれども、それがすぐには難しいということであれば、私は今年1回目の審議会のときにもご提案させていただいたのですが、せつかく林野庁の出先機関が各地方にあるので、その職員をもう少し活用できないのかなとすごく思います。そのとき、当時の経営企画課長さんからご回答いただきましたが、結構民間に開かれたというか、地域に溶け込むような活動もしていますとおっしゃったのですけれども、現実的にはそういうところは見受けられないですし、かなり敷居が高い場所になってしまっているのです、もう少し在野と交流していただけないのかなと。

あと、地籍調査のほうも集約は難しいというお話が土屋委員からありましたけれども、その辺にもそういうフォレスターの方たちが地域と一体になって協力していただける環境を作ってもらえないのかなというのをご検討いただきたいと思います。

○鮫島会長 非常に具体的にご提案も含めたご質問だったのですが、いかがでしょうか。

○池田整備課長 ただいまフォレスターの関係でいろいろ期待感も含めて発言いただきまして、ありがとうございました。

私は、前の担当でこのフォレスターの研修等も関わってきたのですが、これからきちんと森林整備を進めていく上では、原さんがおっしゃるように、現場、現場できちんと管理・監督ができる人材が必要だということで、そういったことは前の基本計画をつくるときにも大きな議論になったところでして、その結果、市町村が林野関係では弱いということもありまして、それをどうやって助けられるかということで、日本型のフォレスターを育成していこうということで、ようやく460名が試験に合格して地域に配置されているという状況でして、今後どんどん増えてくるわけでございます。

ただ、なり手がどうしても都道府県の職員であったり、国有林の職員であったり、現職と兼務の形になっているものですから、完全に市町村に出向してという形での支援は今なかなかとれていないんですけれども、いずれまた民間の方も今後増えていただけると思っていますし、またそういった都道府県の職員であっても、OBになってまだまだ頑張りたいという人がいっぱい出てくると思っています。そういう人たちも含めて地域で市町村の森づくりを支えていく体制をとっていただけるように、今後とも市町村と連携しながら、人材の活用という意味で対応していきたいと思っています。また、関係する省庁がありますので、そういったところとも

連携しながら、どうやって林業分野においてこういう人材を生かしていくかということについては、我々の方でも話を進めていきたいなどは思っています。

○織田計画課長 塚本委員から、モザイク施業の関連のいろいろ技術的な資料あるいは今回申し上げました社会的条件、言ってみれば、ちゃんと山まで通勤できてということなんですけども、一定の考え方の整理をして、また次回にお示しさせていただきたいと思います。

○鮫島会長 他にございますか。よろしいですか。整備課長、どうぞ。

○池田整備課長 ちょっと言い忘れたのですけれども、それで、国有林の話も出ましたけれども、実際の現場、現場で、民国連携した取組みというのはより一層強化していくという方向で、局・支署を通じてお願いしているところですので、県を通じてもまた国有林と連携して、どうやって市町村をサポートしていくかということは今後より一層取組みを強化していきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○鮫島会長 当審議会は国の審議会なんですけれども、それに県があって、市町村があって、さらに現場がある。ここは、それぞれの役割というのがきちんとしていて、機能してつながっていく、そこの一貫してきれいなつながりをつくるということが大事なのではないかなと思います。

大変たくさんご意見をいただいて、しかもたくさん宿題も出たのではないかなと思いますので、ぜひ委員の方々からの質問に具体的にお答えしていただくよう、次回に向けて準備をさせていただければと思います。

それから、この審議会の中だけで基本計画を議論するというのは、時間的にも限りがありますし、それから非常に専門性を必要とする部分もあると思うんです。ですから、なぜこういうことになったのか、どういう方向に持っていくべきなのかということに対して、専門家がそれぞれにいますね。その根拠、あるいは具体的な提案ですとか、その辺りもある程度集めていただくということも大事なのではないかなと思います。現行計画の際の森林・林業再生プランのときは、専門の委員会があって、そこで別途やったものを基本計画の中に盛り込んでいったような経緯がありますが、今回はそういう手法はとりませんので、ぜひ、別途そういう資料は作っておいていただき、委員の方に提示できるような形があるといいかなと思っています。

では、資料1-2はそこまでにさせていただいて、次は資料1-3です。路網整備の考え方についてということで、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。どうぞ、丸川委員。

○丸川委員 ありがとうございます。ご説明いただいた中で、6ページと7ページのところ

なんですけれども、まず要は、路網につきましては、川下なり、我々の国民会議のメンバーからすれば、ぜひそこを整備していただいて、川下にどんどん出していただきたいということで賛成なんですけれども、課題の4つ目のところに、地方公共団体の厳しい財政事情にも配慮して整備推進の必要ありとあるのですが、具体的にあるべき姿までやるのに財源がどれぐらい要るのかとか、逆に財源の制約によって、この数年間は優先的に何をやっていくのかといったところは今後の議論で出てくるのでしょうか。その辺の議論をしないと、なかなかここまでの距離をやりたいといってもお金が出ないとかということもあると思うので、その辺はいかがなんでしょうかというご質問でございます。

○鮫島会長 ほかに、資料1-3の関連でご質問はございませんでしょうか。榎本委員、よろしくお願ひします。

○榎本委員 路網の問題なんですけど、以前は林業構造改善事業の林道とかといった形で継続的に投資がなされていたわけですが、この高密路網云々といった形で作業道を主体にという形になってきたときに、和歌山県などのような非常に急峻な地形のところへ林道を入れていくということになりますと、ある程度本格的な従来型の林道もその中に含めて公共林道的なものやっていたかかないと、なかなか路網のカバー率が上がっていかないと思うんです。実際、これまではそういうものが県内でも10路線とか5路線とかという形で進んでいたのが、もう今はそういうものがゼロになっております。そのようなことで、道が入っていない林地が多くあり、その辺の基幹の部分、基幹林道のところへの投資も地域性を加味して今後の中でぜひ進めたいと思っております。

○鮫島会長 ほかにございませんでしょうか。

今、コストや予算の問題とか出てきましたが、松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 路網整備についてご説明いただきましたが、路網整備については、林業の活性化とか森林整備に大変貢献すると期待しています。

一方、路網を整備するということは山地斜面に人工構造物をつくるということになりますので、一時的に山地斜面に対して負荷を与えるということになります。また、昨今の気象の特徴を見ても、極端な降雨あるいは降雪を記録するイベントが多くなってきているという現状があり、そのような中でどのように路網整備を進めていくのかという具体的な方策をお聞きしたいと思いました。これまで路網の建設技術研修とかは盛んに行っていますし、技術開発も行われているようですが、今後の気候変動を見据えた形で、路網選定技術をどのように高度化していくか、あるいは地域環境に調和的な施工技術の開発や、一旦開設した路網をどのように

適切に維持・管理していくかといったところについて、大まかな方策のようなものをお聞かせいただければと思っています。

2点目は、路網整備を進めるにあたり、民有林と国有林の間でどのようにシステマティックに協力し、整備事業を進めているかということをお聞きしたいと思います。別々に整備するとなると、非効率的になると思いますし、手戻りも多くなってしまうといったことが考えられます。先ほど民国協業ということでご紹介がありましたが、路網整備ではどのように具体的に両者が協力して実施しているのか、お伺いしたいと考えています。

以上です。

○鮫島会長 3名の方からご質問をいただいたのですが、お答えいただきたいと思います。

○池田整備課長 ありがとうございます。

まず財源の問題です。これは、いずれ後の方で、また路網整備の目標をこちらでもいろいろな方の意見を聞きながら整理したいと思っていますので、その中で少し触れるようにしたいと思います。

それから、榎本委員からありました公共林道の新規路線の話です。これは、県からちょっと最近聞き取ったところでは、新設林道の数なんですけれども、本当におっしゃるとおり、平成26年度だけであれば、全国で63路線、この中には林業専用道も含まれていまして、幹線的なものはほとんどないという状況でございます。これは、現在開設中の林道工事が終わらないと次の予算が回らないというところもあって、非常に新たな路線を開設するのがなかなか難しい状況です。その辺の部分も含めて、ではどうネットワーク化していくかというのが、まさに今の課題だと思っております。

それから、松浦委員からありました、壊れにくい道をどう作っていくか。まさに今進めています林業専用道と森林作業道というものが前回の基本計画をつくるときでも議論になったのですけれども、要は、地形・地質にとって、できるだけ負荷をかけない道を作っていくという方針で、それに基づいて、土構造だけでも壊れにくい線形の道を作設していくということで取り組んでいるところでございまして、必要な技術指針等も作って、検証も重ねながら、国、県、市町村が一体となってそういった壊れにくい道づくりを進めているところでございます。

また、林業専用道については、どうしても部分的な改良等が必要な場合もありますので、その辺については、新規要求を出しているところでございます。

それからあと民有林と国有林の連携については、共同施業団地というものを各地域で設定していまして、この中では共同の路網づくりというものをまさにやっけていまして、そういった連

携をとりながら、今後とも流域全体をにらんだ路網のネットワーク化というのを進めていきたいと思っています。

○鮫島会長 路網整備は非常に大事な問題で、あと、これもやはり地形によってどういう施業システムでやるかということとすごく関連があると思うので、具体的にどうやってそれを動かしていくのか。実は先ほどの課題と同じで、具体的にどうやって最終的にどういう形へ持っていくのかというところを提示していくことが大事ではないかなと思います。こちらについても、質問のあったことについて、さらに具体的に資料等を準備して先に行かせていただくということでもよろしいでしょうか。何かご意見はありますか。

では、永田委員と原委員。

○永田委員 お答えいただかなくて、ご検討課題ということで頭の中に入れておいていただきたいんですが、路網整備は資料のとおり、総延長が大分伸びてまいりました。これからは考え方の一部にその維持管理が必要かと思しますので、その辺の方策をどうするかということぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

原委員。

○原委員 先ほどのフォレスターの役割ではないですけども、専用道というのは市町村が設計する場合があるのかなど。松本市ではそういう議論になっていたのですけれども、そうすると、フォレスターにその辺の役割とか位置づけを与えていきたいなということと、あと作業道は、ちょっと勉強不足で今回初めて気がついたことだったのですが、補助金の申請に関して、公道から直結している作業道でないだとだめと。今回はどうしても、耕作はしていないのですが、畑になっているところを通らなければ山に近づけなかったのも、所有者の方の了解を得て道をあけさせていただいたのですが、その設計を持っていったところ、要するに公道から直結しているところではなければ、作業道としては林地の中であっても認められませんという回答をいただいて、これはまずいと。5年間は残してくださいといった指導があったわけなので、ですけども、昔、木を植えたところというのは、必ずしも出しのことを実は考えてくださってなくて、搬出するためにどうしても畑を通らなければいけない。ただ、今は畑を耕作しないところも多くて、現況は山林になっていても、農地として登録されている以上、そこは林地としては認められませんと。おっしゃることはわかるのですが、せっかくここは農林水産省ですし、政務官はご退席されましたけれども、里山を一体的に管理していくということをそろそろ

考えていただけないのかなど。農業と林業とは分けるものではないと思いますので、そこを具体的に計画なり施策の中に考え方として入れていただけないものかと。森林・山村多面的機能発揮事業というのもありましたけれども、現実的に使いにくいという実情もありますし、もう少し農地と林地をうまくリンクさせた施策が進んでいかないものかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鮫島会長 また具体的な提案をいただきましたので、ぜひ検討課題に加えておいていただければと思います。

以上、資料1－3はここまでして、資料1－4に行きたいと思います。木材需要の関連因子の動向等について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。では、田中（信）委員、お願いします。

○田中（信）委員 田中でございます。

資料1－4の3ページ、それと資料1－1の9ページのところになるのですが、木材需要の要因ということで、用途別の木材需要ということで、住宅部門は木造が49%です、非住宅部門では木造が4%しかありません。平成29年4月から消費税が10%になりますと、住宅着工件数というのはかなり落ち込んでくるだろうということになると、どうしても非住宅の木造化というのが、木材需要拡大の上では切っても切れない問題になるのかと。なおかつ、公共物件に関する木造化というのは、法律もできておりますから、今後とも進んでいくのですが、民間の非住宅分野への木造化というところをぜひとも今後検討すべき事項として取り上げていただきたい。民間の非住宅分野というのは、例えば事務所であったり、倉庫であったり、店舗であったり、そういうものが含まれるのであろうなど。そういう点でいけば、商業用に使うということであれば、一つ考えるのは税制面での対応があったり、そういうものも考えられるのかなというところで、ぜひとも民間の非住宅分野への木材利用の拡大というのを検討すべき事項として取り上げていただきたいといふところと、ちょっと関連しますが、そうすると、今後新しい工法とCLTが中高層の建物にも活用できるということになってまいります、ビルばかりではなくて、CLTの場合、住宅の一部や店舗の一部にCLTを使うということがCLTの普及につながっていくのだろうというぐあいに思いますが、現状、CLTの生産に対する国の補助があったり、あるいは法的な補助というのは十分されていますが、そのものができたときに、建てるための加工というのが必要でございまして、私はプレカット工場をやっている、この前CLT工場を見に行きましたら、現状我々が持っているプレカットの機械ではCLTの加工はできません。小規模なプレカット工場でCLTを加工しようとすると、どうしても

CLTというのは重くて大きいものですから、現状のプレカット機械ではできません。プレカット工場としては、専用機を置く勇気はございませんので、今のプレカットの機械と併用するようなCLTの加工ができるような、そういう機械がもし開発されれば、今後は非住宅部門へもプレカットをやっていかなくてはいけないということで需要があるのだと思いますが、ちょっと現状のところCLTの加工が出てきたときには、CLTを作っている工場しか今は加工ができないというのが実態だと思いますので、そちらにも視点を合わせて、生産ができた、法的整備ができたときには、加工ができるような体制にちょっとお力を入れていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○鮫島会長 まず2点ございましたけれども、民間の非住宅の木質化を拡大するということと、CLTを普及するためにも、要するに下流の部分も色々対応していかなければいけないということですね。

ほかにご意見をいただけますか。では、玉置委員、よろしくをお願いします。

○玉置委員 今、田中委員がおっしゃったのとかぶるかもしれませんが、木造住宅がなくなるのもよくわかります。まだまだ輸入木材が多いのもよくわかっております。それに対して、どうして具体的取組みで今、公共物への木造化とかCLTへと、そこに飛ぶのかなと思います。その前に、木材利用にはもっともっと具体的にやらねばならないこと、もっともっと需要が進むためには、いっぱい具体的政策があるかと思っております。まず今おっしゃられたように、公共物ではなく民間物の大型木造、それからCLTの前に、集成材の大型木造、トラスによる大型構造の建築物とか、いっぱいあるかと思うんですが、もし公共物やCLTというだけのことを言っていたら、ほとんど進まないのと、とても先の長い話だなと思っております。現実的に今やれることは、木材の利用拡大を図るとしたら、民間の非木造を木造でやっていくとか、それから集成材による大型木造とか、CLTの前にLVLとか、いろいろなものがあります。もっと身近なものから進めていくべきであって、もう一つその前に、使う側は一生懸命勉強しているし、研究しております。ただ、一般の国民の方々が、国産材が安いとか、木はいいんだということをまだまだ知らない。その辺のアナウンスをどのように進めたらいいのかといつも悩んでおります。それはどういう方法かわかりませんが、もうちょっと国民の一般の消費者の方にも木のよさを知ってもらうような具体的な例も出てくるといいなと思っております。

○鮫島会長 CLTもあるけれども、その前にもっと民間の木造建築の大型化とか、集成材を使った大型化、それから木を使うということの意識の醸成ということがあるだろうということ

ですが、ほかにご意見は。では、堀井委員。

○堀井委員 玉置委員と同じようなお話になってしまうかと思うんですけども、1-1の10ページに、右側の「今後検討すべき事項」の一番下の枠の中の一番下、「木材利用に関する環境貢献度などのエビデンスを示すべきではないか」というお話を私も以前にさせていただいたのですが、この「環境貢献など」の中に、ぜひ環境貢献だけではなくて、人体にどれだけ優しいか、例えば、木造の学校ではインフルエンザの蔓延が抑えられるとか、あとはイライラする気持ちを安定させられるとか、そういったいろいろ言われていることというのはあると思うんですけども、それが具体的なデータとしてまだ実証がなされていない状況で、それを今データ化しようとしている動きがあると思うんです。それを国と一緒にエンドユーザーにPRできていけば、住宅における木造のシェアもさらに拡大につながっていくのではないかなと思うので、環境貢献だけではなくて、そういう人体に直接影響を与えるようなエビデンスというのでも示していただきたいなと思っています。

○鮫島会長 いかがですか。

○榎本委員 この需要の問題ですが、需要の内容がある意味で問題だろうと思うんです。特にA材の需要が余り伸びていないというのが、今の林業経営、それから森林資源の循環利用を考える上で非常に問題になっている点だと思うんですが、A材から出てくる製材品、すなわち無垢材を建築の中にも、それからいろいろな形でもっと活用していくという方策が、林業の再生産維持にもつながってくるし、立木価格の上昇にもつながってくると思いますので、ぜひその辺の一般国民の理解も含めて、その辺を促進していくことと、それから林政の中にも適切に位置づけていただきたいと思います。

○鮫島会長 回答をいただきたいと思います。

○小島木材産業課長 木材産業課長です。

意見をどうもありがとうございました。各委員からおっしゃられた内容はまさにそのとおりと認識しております。委員からもご指摘がありましたように、いただきました視点につきましては、1-1の9ページ目・10ページ目のところで「今後検討すべき事項」という中に含まれておりますので、また今後の林政審議会の中でしっかり議論いただければと考えております。

以上です。

○鮫島会長 これから具体的に検討していただくということで、盛り込んでいっていただけるという回答です。

それでは、次に資料1-5、森林・林業・木材産業に関する提案・要望等及び資料1-6、

林政審議会有識者ヒアリングについて、企画課長からご説明いただきたいと思います。手短に、よろしく。

○坂企画課長 資料1－5は、本年1月～6月上半期におきまして林野庁に寄せられた提案・要望等を参考までにまとめさせていただいたものです。

1ページ目でございますけれども、数でいきますと、地方議会、それから地方自治体から提出されたものがかなりの部分を占めておりますが、そのほかに関係団体、それから産業界、学会からなども提案が寄せられております。

内容については、2ページをご覧ください。自治体からの要望がメインということで、必要な予算の確保に関する要望などが多くございます。上の森林の公益的機能の発揮、林業の成長産業化に向けての予算、税財源の確保、これが一番多くございました。

それから、個別の論点に対しまして、例えば主伐・再造林対策の強化とか、林業労働力の確保、人材育成に向けての措置の確保とか、それから所有者・境界の明確化などについても要望がございました。

さらには、川下につきましては、新たな木材需要の創出に向けて、公共建築物とか、木質バイオマス、それから輸出拡大などについての要望が挙げられております。

以上でございます。

○鮫島会長 続けて資料1－6もお願いします。

○坂企画課長 では続きまして、1－6について、次回以降に予定されております行事につきましてご説明させていただきます。

まず、現計画の変更に当たりまして、各方面から幅広いご意見を聴取するというところで、次回の10月26日を有識者ヒアリングと位置づけて開催させていただきたいと思っております。

2の(1)の②でございますけれども、地方公共団体、関係団体、研究者、建築関係者、コンサルタント等、幅広い階層の方々から7～8名程度をお招きして、それぞれご意見を表明していただき、それに質疑応答を設けるということで、3時間程度の日程でやらせていただこうと思っております。まだ具体的な、どなたが来ていただくかということにつきましては調整中でございますので、また決まり次第お示しさせていただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。まず現地を見ていただいて、それから意見交換をしていただく機会といたしまして、11月9日～10日、群馬県内において1泊2日で現地調査の機会を設けさせていただきたいと思っております。これは、初日に現場を見ていただきまして、2日目の午前中に現地の団体・関係者などからご意見をお伺いする機会を設けさせていただき、それに引

き続いて午後に通常の審議会を開催させていただいて、個別テーマをご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

時間が限られておりますので、資料1-1、それから1-2、1-3、1-4についてもまだご意見は当然あると思うので、これも含めて、それから資料1-5につきましても、さらにご意見がありましたら、メールで事務局にお送りいただいて、それで回答をいただくという形をとらせていただきたいと思います。

なお、やはりこれは言っておきたいということがありましたらお受けします。もしなければ、ここで先に進ませていただいて、もし時間がありましたら、まだご発言いただいていない委員もおられますので、ご発言いただきたいと思います。

では、先に進めたいと思います。議題2「その他」報告事項として、平成28年度の林野庁関係の概算要求の概要及び平成26年度木材需給表の概要について、それぞれ説明を受けたいと思います。

それでは、平成28年度林野庁関係予算概算要求の概要について、林政課長からご説明いただきたいと思います。

○青山林政課長 林政課長でございます。資料の2をご覧ください。平成28年度林野庁関係予算概算要求の概要でございます。

公共事業費1,918億円、それから非公共事業費985億円、合計の額が2,903億円というのが平成27年度の予算でございました。平成28年度の予算としましては、それぞれの右側にありますが、合計3,429億円、対前年度比118%ということで要求しております。ただ、これは現時点で財務省に対して要求し、今その必要性を説明しているところでありまして、できる限りの努力をしていきますけれども、必ずしもこの通りにはならないというものでございます。

続きまして、内容についてですが、2枚目をご覧ください。今回の林野庁の予算の中で主要なポイントですが、①が最も重要な予算でございます。次世代林業基盤づくり交付金ということで、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、間伐・路網整備やCLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス、それから苗木生産施設等の整備など、地域の実情に応じて川上から川下までの取組みを総合的に支援するというところで、昨年度27億円の予算を大幅に積み増して、200億円で要求をさせていただいているところでございます。

そのほか主要なものとしまして、②では、林業の低コスト化とあわせて花粉症対策の推進、

それから⑤違法伐採対策、それから、次のページでございますけれども、⑨シカによる森林被害緊急対策といったものが新しいものであり、新しいニーズに応じて予算を要求させていただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明いただきました件について、ご質問等があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。特にまだご発言いただいている委員の方々、ぜひ何かありましたら。よろしいでしょうか。

①の次世代林業基盤づくり交付金のところなどは非常に特徴的で、目玉ということですので、ぜひ推進できるといいなと願っている次第です。

それでは、次は平成26年度木材需給表（概要）について、企画課長からお願いいたします。

○坂企画課長 それでは、平成26年度木材需給表（概要）についてご説明申し上げます。資料は3-1と2をご覧ください。

これは、昨日の午後に公表されたばかりでございます、先ほどご覧いただきました1-4の1ページ目の内容に関係してくるのですけれども、ここにちょっと反映が間に合いませんでした。おわびを申し上げます。

本年の特徴でございますけれども、今までは、用材と全体に分けて、用材は6月、全体は12月に自給率を公表していたわけでございますけれども、これを改めまして、全体をこの時期、9月末のタイミングで一本で公表させていただくということにさせていただきました。

さらに、近年、木質バイオ発電が伸びているということで、そこに直入される材もあるということ踏まえまして、燃料用のチップを把握いたしまして統計に入れるという2点を改めさせていただきました。

主な内容でございますけれども、3-2の中をご覧くださいませでしょうか。おめくりいただきまして3ページでございます。従来の観点からいたしますと、用材としての需要量は、上から5段目でございますけれども、昨年と比べて若干減っておりまして、7,254万立方メートルとなっております。これにしいたけ原木、それから今年度から区分を改めました燃料材を入れますと、7,581万4千立方メートルとなっております。

これの国内と輸入の内訳が、1枚おめくりいただきまして、5ページ目でございます。国内生産分が2,366万立方メートルということで、昨年度と比べますと、かなり伸びております。一方で輸入につきましては、その下の段、下から2段目でございますけれども、若干減少いた

しまして、5,215万立方メートルとなっております。

これらの数値を踏まえまして、自給率を計算したのが6ページでございます。6ページの数字と先ほどご覧いただきました1-4の1ページを対照してご覧いただければと思います。まず用材部門の自給率は、1-4では42%となっておりますけれども、これが4.5ポイント改善いたしまして、46.7%となっております。

それから、その次の次でございますけれども、合板用材という欄がございます。こちらにつきましては、1-4では29%となっておりますが、1ポイント改善いたしまして、30%となりました。

それから1段お戻りいただきまして、パルプ・チップ用材につきましては、1-4が17%となっておりますけれども、これは1.1ポイント減少いたしまして16%となりました。

以上を踏まえまして、燃料用チップを除く総数の自給率は、一番下の段でございます。従来28.8%でございましたけれども、1ポイント改善いたしまして29.8%となりました。

それから、先ほど申し上げました、本年から燃料用のチップの統計の把握を開始しましたところ、それを合わせた全体での総自給率というのが、その1個上の段でございます。白抜きになっておりますけれども、31.2%という数字になりまして、この30%台を回復したというのが、昭和63年に30.5%であったとき以来26年ぶりということでございます。このように、全体として国内生産量は順調に増加しております。また、輸入量は全体として減少しておりますので、それを踏まえた結果、このような数字となったということでございます。

以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

30%を超えたということは、それはそれでいいことなのではないかなと思っておりますが、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

もしなければ、私から。燃料用の統計をちゃんととり始めたということ、これは非常に重要なことではないかなと思うんです。これは、量を見ますと、6ページなどを見ますと、もう300万立米ぐらいあるんですね。非常に大きな量で、実はまだ増えるのではないかなと思います。

それで、これの内訳というのもそれぞれとっていただけるのでしょうか。バイオマス発電に行くものと、それからいわゆる熱利用、ボイラー等に行くもの、それからペレット。ペレットはいろいろな出口があると思うんですが、それから薪、そういうものを内訳として持っていたほ

うがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○坂企画課長 現在実施しております統計では、燃料用という一くくりでしか把握できませんでして、発電用とそれ以外という内訳が現在把握できておりません。またちょっと今後の課題として検討していきたいと思っております。

○鮫島会長 ご意見をいただきたいと思えます。では、原委員、お願いします。

○原委員 こんな小さな数字のところを気になさる方はいらっしゃらないかもしれないのですが、しいたけ原木について、木材需要の数字と供給の数字が同じですね。これは需要量なのか供給量なのか。多分、需要量ではなくて、必要な量はすごくたくさんあったと思うのですけれども、供給が追いつかない。信州は、比較的放射能の汚染が少ない地域ですので、できるだけたくさん出してくださいということをお願いされることが多いのですけれども、正直申し上げて、単価が合わないのです。現在でも原価が出ないぐらい安いです。

赤字覚悟で今までのお客さんに出すためにうちも生産しているのですけれども、うちの会社も法人化してまだ3年です。それ以前はなぜできたのかというと、個人事業で、社会保険を掛けなくても、本当はいけないのですけれども、一応それでも県内では認められていたと。そういう事情の中で、しいたけの原木もその単価で出すことができました。ですけれども、法人になって、そういう雇用管理、林野庁でもキャリア形成ということで、現場の人たちの労働環境を上げていくというのは必要なことだと、それはもう避けて通れないわけですが、そうなった以上、もう絶対に合わないんです。

その辺りの事情を酌んでいただかないと、どんどん出してくれと。片や一方で現場の人たちの労働環境と。それは相反するものなので、先ほどのしいたけの原木に限らず、平成28年度の予算要求の中で、会長も期待しているというところでしたけれども、何でもかんでも低コスト、低コストということで進めていった結果、他産業でも、実は結果的に自分たちの首を絞めることにつながってしまった。それが、最後に現場にしわ寄せがいく。

最近聞いたのですけれども、ヨーロッパでは、もちろん低コストで生産できることの理由はそれだけではないとは思いますが、一部では他国の安い労働力を利用しているということもあるという現実を知りまして、日本は先進国なんだよねと。先進国であるにもかかわらず、日本人が現場で働いているのかという質問を受けたという話を聞いて、ちょっと愕然としたのですけれども、単価を上げるということ为先ほど榎本委員のA材とか木材というご意見はありましたけれども、木材に限らず、どんな利用であっても、単価が上がるような施策も同時に考えていただかないと、本当でしたら市場で決まるものではなく、我々は自分たちで値段を決めた

いですがけれども、それがかなわない以上、それなりのことをしていただきたい、そういう補助金なりの使い方をしていただきたいなど要望いたします。

○鮫島会長 このデータの裏にある背景に対するコメントかと思いますが、ちょっと木材の価格とか、それから今ほだ木のことで、私も、出口のところの価格で抑えられてしまって、それでそのしわ寄せがずっと山側に行って、山の取り分がちょっと少ないのではないかと。だから、もう少しそこにちゃんと落とせるような仕組みというのをつくるというのが非常に大事ではないかなと思うんです。その辺りも含めて、量と価格のことについて、では、沖次長からご回答をいただくということで。

○沖林野次長 今、原委員が言われたことは非常に重要なことでして、我々もそれは十分認識しております。林業の成長産業化ということで、新たな木材の需要の拡大と安定供給とを2本の柱にして施策を進めています。そうした中であって、これらのデータを見ても、木材価格というのは、コスト分析をしてみると、山側にどうしてもしわ寄せがきたというのは明らかです。これはもうデータが出ておりますので、それを何とかしなくてはいけないだろうと。林業を成長産業化に向けて動かすためには、山側をきちんと支援できる形、これは補助金なのか、どういう形の政策なのか、色々あると思いますけれども、そこは非常に重要な観点で、これからそういうサイクルを回すためには、我々も十分配意しながら進めたいと思っています。決して無視しているわけではなくて、問題がそこに所在しているということは十分承知していますので、よろしくをお願いします。また色々状況を教えてください。

○鮫島会長 ほかにいかがでしょうか。時間に若干の余裕が生じたので、このことも含めて、これは質問したかったということを遡っていただいても結構ですので、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

塚本委員、ではお願いします。

○塚本委員 貴重なお時間をありがとうございます。1-4について、少しお話をさせていただきたいのですが、この資料の3ページの上の囲み枠の3つ目の「・」の非住宅建築物の記述ですが、今後、ここの部分にシフトし木材需要を喚起していくとの視点は非常に重要ではないかと思います。いろいろな使い方があるかと思いますが、量を増やしていける使い方を指向していく必要があると思っておりますので、この視点を取り上げていただいたのは非常にすばらしいと思っております。その答えがCLTなどかなと思っておりますので、ぜひ新しい基本計画では、この部分について十分に議論していただければと思います。

それと、1-5の資料の中で取り上げられた意見の中で2ページ目の一番下の「新たな木材

需要の創出」の項目の中の3つ目の「・」でございますけれども、カスケード利用の徹底のための制度の確率という記載がございます。先ほどのご説明の中でも木質バイオマスの需要が非常に大きくなっているといったお話がございましたが、バイオマスなどの裾ものだけでは収益は期待できませんし、木材を余すことなく利用し全体で収益を上げていくことが木材利用の基本だと思っておりますので、ぜひそのカスケード利用の徹底といった視点につきましても、基本計画の木材利用のところに盛り込んでいただきたいと思います。この2点について、ご検討いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○鮫島会長 今のご意見にコメントはございますか。

○小島木材産業課長 そのとおりだと思います。

○鮫島会長 私もそのとおりだと思います。それで、今、山から木がたくさん出始めている。出ていないと言う人もいるし、出ているようにも見えるわけですが、それがどっちに流れていくかということで、どこかで集めてちゃんとソーティングをして、AはAでちゃんととって、B、Cと、それからバイオマスに行くものはバイオマスと、そこをきちんとやらないといけないと思うんです。そうすると、どうしても真ん中あたりに、きちんとそれを管理してちゃんと仕分けができるような拠点をしっかりつくることが大事のような気がします。

ほかに。では葛城委員、その後尾崎委員。

○葛城委員 先ほど、広報の大切さについて、たしか玉置委員が述べられたかと思うんですが、それに関連しまして、結論を先に言うと、攻めの広報をもっとしたほうがいいのではないかなと感じております。

私自身が象徴的な経験を一度したことがあるのですが、かつて某ラジオ局で「ちょっと森林（もり）のはなし」という5分間のミニ番組を持たせていただいていたことがありまして、そのとき全国の森に関する人を取材していたのですが、秋田県に行ったときに秋田杉でおひつを作っている方を取材したんです。今は家族が小さくなっている関係で3合の小さいサイズのおひつが一番出ているそうなんですけれども、それを最初は、「これは1万5,000円です」と言われて、「うわっ、高っ」と思ったんです。取材はするけれども、自分がそれを買うなどは夢にも思わない状態で話を聞き始めたのですが、つくる工程を見せていただき、どういう思いを込めてどういう工夫をして作っているかということを事細かく聞いていったら、本当はそれをこの場でも紹介したいんですけども、時間がないので割愛しますが、最終的には「1万5,000円、何て安いんだろう」と、もう180度見え方が変わってしまって、

それを購入して使ったら、お米ってこんなに甘くておいしかったのというぐらい感動したんですね。しかも、木のものは手入れが大変だというイメージがあったのですが、実はそれも大したことがなくて、こんなにすばらしいものをもっと早く知りたかったなと思いました。秋田に講演に行ったときに秋田県の方にこの話をして、「秋田のおひつを使っていらっしゃる方」と聞くと、ほとんど手が挙がらないんです。何て残念なことだろうと思うんですけども、実はこれは秋田県の秋田杉のおひつに限った話ではなくて、日本人自身が、日本のすばらしい木材が手を伸ばせばすぐそこにあるのに、そのよさに気づかない、高いと思い込んでいるという残念な現実があるんだと思います。このちぐはぐな残念な現実を打開していくためにも、PRしていく広報というのは非常に大切だと思いますので、何か取材してもらうのを待っているだけではなくて、林野庁の側からどんどん、こんな魅力があって、だから実は高くはないんだよということをもっともっと打ち出していただけたらなと思います。

以上です。

○鮫島会長 広報は本当に大事だと思います。

尾崎委員、よろしくお願いします。

○尾崎委員 尾崎でございます。需要者側の立場として、川下側として2点ほどお願いしたいと思います。

今や日本の林業というのは大きく変化していきだろーと思います、その中で需要量、そして出材量というのは相当ひずみが出てくると思っています。そして、ある程度の覚悟もしているつもりではありますが、先日、九州の供給調整委員会の中でこういう話が出ました。一昨年、今ごろ、秋口になって丸太が大変不足した時期がございました。これは九州ですけれども、このときはどうやっても丸太が入ってこなかったという状況がありました。それは言うまでもなく、需要側の動きというのは一定ではない。常に増えたり減ったりという状況が続いているわけですが、急激に増えたりするときに、原木供給が追いつかないということが、あの時に起こったわけです。そこで安定供給という話になるのですが、そのときには安定供給がなされなかった。ちょっと増えただけだったのです。そういう状況で、何としても我々需要側からすると、供給の不安定さについて、不安視せざるを得ないということでもあります。

その中でも、前回の会議のときにご紹介がございましたが、国有林率というのがございました。北海道が55%、東北が44%であったと思います。九州は19%というところで、かなり差があるというつもりで聞いていました。どうしても国有林が少ないということで、皆、国の考え方と実態が相応しないという状況が生まれ得るわけです。その中で、前回ちょっと会議で出

たのですが、どうしても国有林、そして県・市町村林、それから公社・公団、そして民有林というところで、考え方のちょっとした違いで、今出さなければいけないという時期にずれが発生しているということで、なかなか出て来づらかったということです。我々需要者というのは、丸太が本当に必要なときに供給していただくという、いわゆる安定した供給体制というものを望むわけであります。ですから、その辺も少し織り込んでいただければと思います。

それからもう一つ、先ほど来出ていますバイオマス発電です。そして、九州では原木輸出が今かなりのペースで上がってきているのでありますが、いわゆる新たな需要ということで出ているのですが、これがどうしても一定の地域に集中している問題であります。既に量と価格という面で支障を来しているということがあります。全国の地域で大きく価格差が出てしまうというのは、これはちょっと問題ではなからうかと考えています。今既に4,000円ほど差がついているという実態がございます。もちろん、多少の価格差が出るというのはわかっていますし、仕方がないとは思っていますが、余りにも大きく今後出るということであれば、これは安いところから我々も確保せざるを得ないということになるし、それは別の観点から見ると、本来山元に返らなければいけないお金が運送業者に流れるということにもなるわけです。これは本当に方法論というのは全くわからないのでありますが、大きな問題だと思っています。ぜひ、平準化といいますか、均衡化といいますか、そのような方策があれば、とっていただきたいと思っています。

以上です。

○鮫島会長 安定供給、それで資源を平等にという言い方もおかしいんですが、きちんと分配する。それからあと価格の問題、それから利益をそれぞれにどのように還元するか。その辺、木材産業課長から。

○小島木材産業課長 ご意見、大変ありがとうございました。問題意識は全く共有しております。資料1-1の8ページ目の「今後検討すべき事項」というところにもあるように、変動する国産材需要、広域化する木材流通に対応し、原木供給力を拡大するとともに、原木を適時適切に安定的に供給できるようにすることが必要だと思っています。ただ、価格等については、市場経済の中で行政がどこまで介入できるかといった大きな問題があります。そこで、この中の点線の枠の下から2番目の「・」にあるように、まず川下側の需要を踏まえた素材生産が行われるよう、素材から製品までの需給情報を川上から川下の関係者が広域に共有する必要があるのではないかと考えておまして、今年度から全国7つのブロックで、安定供給に向けた川上から川下、また再生林に向けた苗木業者の方も含めた広域の需給情報連絡会というものをや

っております。これまで6つのブロックでやっていて、来週熊本で九州ブロックの会議をやり
ますので、まずはそういったところで、川上の事情、川下の事情をそれぞれ共有して、それぞ
れの中で事業者の方がどういうことができるのか。そして川上から川下までがウイン・ウイン
の関係になるような国産材のサプライチェーン、またそのサプライチェーンを効率的にやって
いくようなサプライチェーンマネジメントをどのように作り上げていくかということが重要
だと考えているところです。

○鮫島会長 ありがとうございます。

概ね予定していた時間になってきたので、以上とさせていただきたいのですが、せっかく資
料1-1に話題が戻りましたので、「今後検討すべき事項」のところと点線で囲ってあるのが
具体的な課題かと思うのですが、これについては、委員から、こういうことも盛り込んだほう
がいいということがありましたら、個別にメール等で連絡いただき、検討いただけると理解し
てよろしいでしょうか。

では、そのように検討していただけるということなので、また気がついたことはご連絡いた
だければと思っています。

それでは、以上で本日予定されていた議事は、途中、かなり駆け足もさせていただきました
が、終了いたしましたので、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

次回以降の日程についてですが、先ほど事務局より資料1-6でも説明がありましたが、有
識者ヒアリングを行う次回の林政審議会を10月26日に、それから次々回は、現地調査及び林
政審議会を11月9日（月）と10日（火）に群馬県下で開催いたします。

詳細につきましては、改めて事務局よりご連絡させていただきます。委員の皆様におかれま
しては、ご多用中のところとは存じますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げま
す。

本日は、円滑な議事運営にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これをもって終了ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。
した。

午後4時01分 閉会